

志布志市地域密着型サービス事業者
公募要項
（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

令和7年7月

志布志市健康長寿課長寿支援グループ

1 公募の趣旨

志布志市では、第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。今回、この計画に基づき（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の整備を図るため公募を行うものです。

2 公募する事業類型等

事業類型	募集圏域	事業所数	登録定員
認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	志布志市全域	1事業所	18人

3 応募資格

- (1) 令和7年7月1日現在、鹿児島県内で、1年以上介護事業所を運営しており、法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び志布志市の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続を行っていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又はその構成員及びそれらの利益となるような活動を行う団体、その構成員の統治下でない法人であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人が運営している事業所に対し、過去5年以内に都道府県及び市町村が行った指導検査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。

4 応募条件

施設運営に当たっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令のほか、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めるそれぞれの基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。

5 選定の方法等

(1) 事業予定者の決定方法

志布志市地域密着型サービス運営委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、最終的に市長が決定します。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 主な審査項目

- ア 志布志市介護保険事業計画及びその他関連計画との整合性
- イ 地域密着型サービス創設の趣旨及び考え方との整合性
- ウ これまでの事業実績及びこれまでの本市各計画への協調性
- エ 事業用地の確保

- オ 地域住民の理解・支援・協力体制
- カ 財源の確保・調達方法及び食事経費等の適正な利用料金に関する考え方
- キ 事業を経営するために必要な組織・人材の準備状況
- ク その他必要とされる事項

(3) 留意事項

- ア 公平・公正な審査及び選考を担保するため、応募書類等について、関係機関等に照会する場合がある。
- イ 必要に応じて現地調査をする場合には、当該調査に応じること。
- ウ 市内法人又は市内に介護サービス事業所等を有する法人を優先する。
- エ 1施設2ユニット（18人）での応募を基本とします。1ユニット（9人）であっても、計画や過去の運営実績から運営が可能であると市が認める場合は、応募を認めることとします。応募前に必ず市と協議を行ってください。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に文書により通知します。

(5) 事業予定者等の公表

事業予定者として決定した事業者については、市ホームページ等で公表します。

6 スケジュール（予定）

実 施 時 期	内 容
令和7年7月4日（金）	公募要項掲示
令和7年7月4日（金）～7月18日（金）	質疑受付
令和7年7月22日（火）～8月1日（金）	応募書類受付
令和7年8月末頃	書類審査・プレゼンテーション審査 （地域密着型サービス運営委員会）
令和7年9月中	事業予定者の決定、審査結果通知

7 応募書類等の受付期間

(1) 質疑受付

- ア 受付期間 令和7年7月4日（金）～7月18日（金）午後5時まで
- イ 提出先 志布志市役所健康長寿課長寿支援グループ（FAX・Eメール可）
※ 別紙1「質問票」に要旨を簡潔に記載の上、提出してください。電話による質問は受け付けません。なお、簡易と思われる質問については、長寿支援グループ担当まで御相談ください。

(2) 応募書類受付

- ア 受付期間 令和7年7月22日（火）～8月1日（金）
（土、日、祝日を除く） 午前9時～午後5時まで
- イ 提出先 志布志市役所健康長寿課長寿支援グループに持参すること。
※ 書類提出後の差替え及び内容の変更は、提出締切日まで受け付けます。ただし、長寿支援グループの指示による差替え等はこの限りではありません。

8 提出書類

- (1) 別紙「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。各様式については、市ホームページよりダウンロードして使用してください。
 - ア 様式の記入欄で説明が不足する場合は、追加資料を提出してください。その場合、追加資料右上に項目名を記載してください。
 - イ 様式5「事業計画提案書」等において、既存の業務マニュアルなどがある場合は、別添資料として添付してください。
- (2) 提出書類の体裁は、次のように整えてください。
 - ア 書類番号を記載したインデックスを付けること。
 - イ A4版縦型フラットファイルに左綴じにして提出すること。
- (3) 提出部数 原本1部、副本（コピー）19部
 - ア 正本に写しで添付する書類には、全て代表者名により原本証明をしてください。
 - イ 提出書類は返却しません。
- (4) その他
 - ア 市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。
 - イ 応募に必要な費用については、全て応募者の負担とします。
 - ウ 応募書類及び提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は事業者の公表等に必要な場合は、応募書類及び提案書の内容を無償で利用できるものとします。

9 選定後の手続

事業開始の準備が整った時点で、市に地域密着型サービス事業所の指定申請書等を提出することとします。その後、市が指定申請書等の審査及び現地調査を行い、指定します。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 建築が可能であることを、事前に市及び県等の関係機関と十分に協議してください。
- (2) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選考を取り消す場合があります。
- (3) 書類提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の記名、法人代表者印の押印のある応募辞退届（様式自由）を提出してください。

11 その他

本要項は、募集開始時点でのものであり、今後各種法令等の改正や制定等により内容が変更になる場合があります。

12 問合せ先

志布志市役所健康長寿課長寿支援グループ

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電話 099-472-1111（内線260） 濱屋・茂田

FAX 099-472-1336

Eメール choujushien1@city.shibushi.lg.jp